

令和元年5月31日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和元年5月9日付け1長対広第15号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
 - ・長岡京市男女共同参画計画第7次計画策定に向けた市民への意識調査実施に伴う住民基本台帳の目的外利用について
 - ・長岡京市第4次総合計画第2期基本計画策定に向けた市民アンケートに係る個人情報の目的外利用について
- 2 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく外部提供
 - ・ふるさと納税に関する個人情報の外部提供について
- 3 個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
 - ・消費税増税に伴うプレミアム付き商品券事業実施に伴う、要配慮者に関する個人情報の収集について
 - ・ふるさと納税に関する本人以外の個人情報の収集について

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 1 - 1	答 申 日	令和元年5月31日
審 議 件 名	長岡京市男女共同参画計画第7次計画策定に向けた市民への意識調査実施に伴う住民基本台帳の目的外利用について		
審 議 日	令和元年5月13日		
内 容			
<p>令和元年5月9日付で市長より、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用として本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である男女共同参画センターの説明を受け、以下の通り確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・長岡京市男女共同参画計画第7次計画策定のための基礎資料作成にあたりアンケート調査を行うため、住民基本台帳の記録データから本市在住の18歳以上2,000名を無作為抽出し、その個人情報を利用しようとするものである。・利用しようとしている個人情報は、抽出対象者の住所、氏名、性別、生年月日である。・アンケートの性質上、男女それぞれ1,000名の意識調査を行うため、性別の利用も必要である。・抽出処理は電算室内の端末を利用し、当該室端末内の所定のフォルダーに格納しラベルシールを直接作成するため、抽出データを外部に持ち出すことはない。また、作成したラベルシールは所管課のみで使用するものである。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、目的外利用については問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none">①抽出した個人情報を媒体等に取り込むことなく、処理終了後は長岡京市情報セキュリティに関する規程に従ってその個人情報を削除すること。②出力したリストは適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。			